

和歌山県経済団体連合会と国立大学法人和歌山大学との
戦略的パートナーシップ協定書

和歌山県経済団体連合会を構成する和歌山県商工会議所連合会、和歌山県中小企業団体中央会、和歌山県商工会連合会、和歌山県経営者協会及び一般社団法人和歌山経済同友会（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）とは、互いに、和歌山県域の経済・産業の活性化推進及び人づくりに寄与するため、次のとおり戦略的パートナーシップ協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互連携と協働を行うことにより、甲乙の様々な取組を通じて、和歌山県域の経済・産業の活性化と人材の育成・活用を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域課題の解決に資する人材の育成に関すること
- （2） 地域産業の振興に関すること
- （3） その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携協力事項に係る取組を効果的に促進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、別表記載事項について協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされた上で開示された情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年2月26日

甲 和歌山市西汀丁36
和歌山県商工会議所連合会

会長

竹田純久

和歌山市十番丁19番地
和歌山県中小企業団体中央会

会長

玉置篤

和歌山市十番丁19番地
和歌山県商工会連合会

会長

植田英明

和歌山市十番丁19番地
和歌山県経営者協会

会長

田中俊一

和歌山市西汀丁36番地和歌山商工会議所5階
一般社団法人 和歌山経済同友会

代表幹事

田谷節朗

乙 和歌山市栄谷930番地
国立大学法人和歌山大学

学長

本山貢

別表

第2条の具体的な取組内容

（1）人材育成・活用に関すること

- ① 学生のキャリア教育のための企業人講師の派遣
- ② 学生のキャリア教育及び就職につながるインターンシップの実施
- ③ 県内企業の人材確保に資するための学生と企業経営者等との交流会及び合同企業説明会の実施
- ④ 大学講師による企業人のリカレント・リスキリングの実施
- ⑤ 外国人留学生の県内企業への受入

（2）産業の振興に関すること

- ① 大学が有するシーズと地域産業が求めるニーズのマッチング
- ② 産学連携の共同研究
- ③ スタートアップの創出育成